

「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」の改正について

➤ 第15回専門委員会（令和4年9月1日）における議論からの流れ

【専門委員会（令和4年9月1日）における説明事項】

- 認可外保育施設指導監督基準において、
 - ① 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設における保育に従事する者のうち1人以上、
 - ② ベビーシッター（ベビーシッター事業を行う事業者である場合は、採用した日から1年を超えていない者を除く）
 については、保育士、看護師又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であることを求めている。
- この研修の内容については、令和元年9月に通知で示したところであるが、その中で、都道府県知事等が行う研修と同等以上のものと認める研修のうち、自社研修等（※）の基準については別途お示しするとしていたところ。

（※）市町村や企業主導型保育助成事業の実施主体、（公社）全国保育サービス協会が実施する研修以外の研修
- この自社研修等の基準の内容については、令和2年度に本専門委員会において議論し、その結果について、令和3年3月に通知で示したところ。
- 当該通知において、eラーニング等オンラインを活用した研修方法等に関する基準を改めて示すこととしている。

【専門委員会（令和4年9月1日）での議論を踏まえた対応】

- 第15回専門委員会において**eラーニング等オンラインを活用した研修方法等に関する基準の案**を提示し、各委員から各種ご意見をいただいたところ。その後、当該基準の案について、各委員からのご意見を踏まえた内容に修正した上で、「**「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について**」の一部改正について（通知）」（令和5年2月28日付け子発0228第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）を発出した。

第15回専門委員会における各委員からのご意見①

<第15回専門委員会（令和4年9月1日）議事録からの抜粋>

- 受講者同士の横のつながりができるような仕掛けがあってもよいかと思ったのです。といいますのは、今回2つの調査をされましたね。そのうち、個人配信ですと受講者は多分自宅でやっていますよね。対面の会場で来ている場合は、受講者同士がちょっとした相談をしたり情報交換をしたりできるんです。また、そこで何かほかのシッターさんの状況などを見て、自分のモチベーションになるかもしれない。しかし、個人配信といいますか、個別の家庭では多分それができないような気がするのです。ですので、提案としては**受講者同士の情報交換ができるようなもの、これはSNSのコミュニティでもいいですし、長い時間ブレイクアウトルームを開けておくだけでもいいと思いますけれども、何かそうしたものをやるというのもよいのではないか**と思いました。
- 認可外居住訪問型保育者としての従事要件、基礎資格となる研修であるため、以下を満たしていることが求められるとして①、②、③とありますが、このことをやはり研修事業者の方に十分に理解していただく必要がある。**いわゆる人材育成であるとか、フォローアップ研修とか、そういうものとはちょっと一線を画している資格を与える研修なんだ**ということを強調していただきたいと思ひまして、**このことが通知の中にきちんと入るのかどうか**ということがちょっと気になりました。
- 資料の7ページ目の基準案の改正後のところですね。**(8)の「オンライン研修を実施する場合の留意点」のポツの2番目、「研修は可能な限りリアルタイムのライブ配信の方法により行うこと。」とあって、この「可能な限り」というのが要るのかどうか**。こういった言葉を挟むことで、ではうちはいろいろ支障があってそうじゃないので、オンデマンドにしますなどというふうになってしまわないようにしていただきたいということを感じました。
- 同じく8ページ目で、これもちょっと書き方なのですけれども、ポツの4つ目の下から2行目のところです。**「受講者の利便性に可能な限り配慮を行うこと。」という書き方**なのですけれども、これは受講者がそれだとやりにくいですと言ったら、そこに妥協してもいいようにも聞こえなくもないので、**受講者の利便性の配慮を行うとともに必要な内容を漏れなく受講することを確保すること、というふうな言い方にするとか、いたずらに可能な限りとか、可能であればという言葉で緩和してしまわないようにしていただきたい**というのが私の考えです。
- ただレポートを出せばいい、何とかここを乗り越えればいいと思っている人も多分、中にはいると思いますので、そこをいかに、ただその場でオンラインで受講しました、終わりましたということではなくて、これも一つの提案という形ではあるのですけれども、受講した全員を受講後に一人一人インタビューするのも大変だと思いますので、例えば抜き打ちで何人かそういうフォローアップできるような、そういった意味では最初から指名はせず、何か月後かに実際の受講した変化があるなどというのも実際に例えばオンラインを使いながら面接形式で話を聞くとか、そういった形で何とかそういう人たちを、逆に今回の事件の元になった人たちをいかに排除させるかという仕組みを、オンラインを導入させることでそれを容易にさせる。わざわざ来てもらうのは大変だと思うので、**オンラインの仕組みをより積極的に活用する中で今回の基になる仕組みにプラスしてそういった内容も加味していけると、よりオンラインの価値というのが高まっていくのではないかと思います**ので、ぜひ御検討いただければと思います。

第15回専門委員会における各委員からのご意見②

<第15回専門委員会議事録からの抜粋>

- もともとこの研修というのは基本的には対面型でやられていたわけですが、ここ数年、コロナの影響でかなりオンライン化し、工夫して効果的なやり方で実施しております。基礎研修なども東京都では既に実施をしておりますが、オンラインでライブ方式でやるということはもちろん研修として効果的であるという御意見もあったのですが、**一方で、例えばオンデマンドであっても科目の内容によっては、本人の自由な時間に繰り返しそれを聞いて身につけることができ修了した後にその習熟度、その理解度をしっかりと評価し、確認することによって同じような効果で実施することも可能だということで、必ずしもライブ方式だけではなくてオンデマンドによる研修を導入しているものもございます。**
- あとは、実技などももちろん原則としては実際に対面でやるのが望ましいのですが、これもかなりライブ方式でそれに近いような研修効果を出しているということもありますので、研修の実施方法に関してはこういったやり方でなければだめだということではなくて、いろいろな可能性を評価して、その中で効果的なやり方を今後模索してやっていくことが望ましいのではないかと一言申し上げておきたいと思います。
- 特に東京都の場合は、数もこなさなければいけないし、研修の希望者に対して適切に研修の機会を設けなければいけないということもあるので、いろいろなやり方を取らないとカバーできないという事情がございます。これしかだめということにしてしまうと、受講したい方が受けられなかったりということが一方で起きてくるということも考えられるので、その辺はあまり限定的な、このやり方でしかだめだということではなく、同じような効果が得られるのであれば違うやり方も認めていくようなこともお願いしたいと思っております。
- これはもちろん資質向上のための研修でもあるのですが、例えばこれは保育士資格とか看護師資格、有資格者でない方がその資格を持っていないことの代わりに受ける研修なんですね。この研修を受けることで資格が与えられるわけです。ですから、受けやすいということも大切なのですが、誰もが気楽に受けられて、顔見せもしなくて取れてしまうというようなものでは私はいけないと思っています。
- オンラインでも慣れてしまえば、先生の工夫もあつたりすると、よく分かります。そして、有意義です。うちの職員もコロナになるまではオンラインなんて経験したことがなかったんですが、教えたり、自宅で研修を受けられると知ったら受ける回数が増えました。受けてみますという職員のほうが多いです。だから、**機会がまずは大事だと思うし、効果はあると思います。**
- **ブレイクアウトルームにしても、人数が少なく4人程度なら横のつながりもすぐできます。そして、6人までと実感しています。**そういうふうに計画次第で本当に有意義な研修を受けられるので、オンラインもとてもいいと思っています。

「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等 における保育に従事する者に関する研修について」の改正新旧①

<参考：改正後新旧>

改正後	改正前
<p>(別添) 都道府県等が行う研修と同等以上のものであると都道府県知事等が認める基準について</p> <p>1 法人基準 (略)</p> <p>2 研修基準 実施する研修の内容として、以下の点を確認する。 (1)～(7) (略) (8) <u>オンラインで研修を実施する場合の留意点</u> <u>本研修が「保育士若しくは看護師の資格を有する者」ではない者が受講するものであることを踏まえ、以下に留意の上、実施すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>研修事業者は、研修の申込みにあたり、本人確認ができるよう、受講希望者に対し顔写真データ等の提出を求めること。</u> ・ <u>研修はリアルタイムのライブ配信の方法により行うことを原則とする。</u>また、研修事業者は、研修受講者に対し、研修受講中は顔を画面上に投影することを求める等、常時研修申込者自身が確実に研修を受講していることの確認ができるようにすること。 	<p>(別添) 都道府県等が行う研修と同等以上のものであると都道府県知事等が認める基準について</p> <p>1 法人基準 (略)</p> <p>2 研修基準 実施する研修の内容として、以下の点を確認する。 (1)～(7) (略) (新設)</p>

「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等
 における保育に従事する者に関する研修について」の改正新旧②

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>演習の実施にあたっては、研修事業者は、研修受講者を少人数（円滑に意見交換を行う観点から、4～6人程度とすることが望ましい。）のグループに分けることができる等、必要な機能を備えたツールを活用すること。</u> ・ <u>研修事業者は、受講者に対し、科目毎の確認テストやレポート提出を求めることにより、受講者が研修の目的を達成することができるか確認し、評価を行うこと。この際、研修をオンラインを活用しない方法で受講する者についても同一の方法で確認を行うこと。</u> ・ <u>研修受講方法で習熟度に差異が生じることのないよう、受講者からの質問に対応するために必要な機能等を備えること。</u> ・ <u>希望する受講者同士が自由な意見交換を行うことができるよう、研修終了後の時間等にオンライン上で交流の場を設ける等の工夫を行うこと。</u> ・ <u>次回以降の研修実施に向け、研修の実施方法等に関し、受講者へのアンケートを行う等により、継続的に工夫を行うこと。</u> 	

「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等
 における保育に従事する者に関する研修について」の改正新旧③

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>研修事業者は、映像や音声のトラブルを可能な限り回避するよう、事前に接続テスト等を行うとともに、必要に応じ受講者に対しても同様に事前の接続テスト等を促すこと。機器トラブル等により受講者の研修修了が困難である場合は、研修事業者が用意した、集合型のライブ配信会場に参加させる等、受講者が研修科目を漏れなく履修することができるよう、受講の利便性に配慮を行うこと。</u> ・ <u>実技講習に関しては、受講者自身が実際に行うことが重要であることから対面で行うこと。</u> <p>(9)フォローアップ研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修修了後、継続的に業務に従事する者に対しては、計画的にフォローアップ研修 (オンラインを含む。) を実施するよう努めること。 <p>(10)その他 (削除)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(8) フォローアップ研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修修了後、継続的に業務に従事する者に対しては、計画的にフォローアップ研修を実施するよう努めること。 <p>(9)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>なお、デジタル化等も踏まえ、実習などの一部の科目を除き、eラーニング等オンラインを活用した研修も考えられるが、その実施方法や受講者の修了評価の方策等に課題があると考えられるため、令和2年度、厚生労働省において実施している、「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関する調査研究」の報告書の内容等も踏まえ、改めて基準を示すこととする。</u> <p>3 (略)</p>

複数の保育従事者を雇用するベビーシッター事業者に係る経過措置について

- ベビーシッター事業者であって複数の保育従事者を雇用している場合には、保育従事者について、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）イに定める「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、当該基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置（以下「本経過措置」という。）が令和2年10月から置かれている。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。）に記載のとおり、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされた。
※最終的には厚生科学審議会感染症部会で決定
- また、認可外保育施設の保育従事者に対する研修については、国としてその種類や研修の実施主体となる法人がオンラインにより実施する場合の留意点等を示してきたほか、令和5年度より研修機会を増加させるための民間事業者を活用した研修等事業を新たに導入予定であり、今後研修の受講機会の確保が推進されていくものと認識している。
- 本経過措置は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という状況下での例外的な措置であったところ、上記の状況等を踏まえれば、今後は、認可外保育施設の保育従事者に対する研修は対面による方法やオンラインによる方法により各都道府県等において十分に実施できると考えられることから、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を踏まえ、本経過措置を廃止することとしたい。ただし、経過措置の廃止に伴い、令和2年10月以降の経過措置期間に必要な研修を受けていない保育従事者について、必要な研修を修了しないと当該保育従事者を雇用しているベビーシッター事業者が認可外保育施設の指導監督基準を満たさなくなるため、当該保育従事者が必要な研修を受講する猶予期間を設ける観点から、本経過措置の廃止期日は令和6年3月31日とし、都道府県等に周知徹底することとしたい。